

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例案
令和 3 年（2021 年）2 月 17 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例

札幌市証明等手数料条例（昭和 21 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別表中 15 の項を削り、16 の項を 15 の項とし、17 の項を 16 の項とし、同項の次に次のように加える。

17	(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業を営んでいる者の登録の申請（次号に掲げるものを除く。）	1 件	36,700 円
	(2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定に基づく建築物環境衛生総合管理業を営んでいる者の登録の申請	1 件	46,800 円
	(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（昭和 56 年北海道規則第 38 号）の規定に基づく登録証明書の書換え交付の申請	1 件	1,300 円
	(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の規定に基づく登録証明書の再交付の申請	1 件	1,300 円

- (2) 別表 33 の 5 の項第 4 号中「第 29 条第 1 項」を「第 34 条第 1 項」に、

「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項第5号中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項第6号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項第7号中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項第8号中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改める。

- (3) 別表付表4の項第1号及び第2号並びに同表6の項第1号及び第2号中「特定建築物」を「住宅」に改め、同表7の項第4号ア(ア)中「10,000円」を「9,300円」に改め、同号ア(カ)中「213,000円」を「200,000円」に改め、同号ア(カ)を同号ア(キ)とし、同号ア(ク)中「171,000円」を「160,000円」に改め、同号ア(ク)を同号ア(カ)とし、同号ア(エ)中「135,000円」を「127,000円」に改め、同号ア(エ)を同号ア(オ)とし、同号ア(ウ)中「85,000円」を「80,000円」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(エ)とし、同号ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「28,000円」を「27,000円」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 16,000円

- (4) 別表付表7の項第4号イ(ア)中「85,000円」を「87,000円」に改め、同号イ(カ)中「427,000円」を「434,000円」に改め、同号イ(カ)を同号イ(キ)とし、同号イ(ク)中「364,000円」を「370,000円」に改め、同号イ(ク)を同号イ(カ)とし、同号イ(エ)中「303,000円」を「308,000円」に改め、同号イ(エ)を同号イ(オ)とし、同号イ(ウ)中「232,000円」を「235,000円」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(エ)とし、同号イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「143,000円」を「145,000円」に改め、同号イ(イ)を同号イ(ウ)とし、同号イ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 110,000円

- (5) 別表付表7の項第4号ウ(ア)中「256,000円」を「227,000円」に改め、同号ウ(カ)中「958,000円」を「870,000円」に改め、同号ウ(カ)を同号ウ(キ)とし、同号ウ(ク)中「840,000円」を「762,000円」に改め、同号ウ(ク)を同号

ウ(カ)とし、同号ウ(エ)中「712,000円」を「645,000円」に改め、同号ウ(エ)を同号ウ(カ)とし、同号ウ(ウ)中「581,000円」を「524,000円」に改め、同号ウ(ウ)を同号ウ(エ)とし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「408,000円」を「367,000円」に改め、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 284,000円

(6) 別表付表8の項第1号及び第2号中「特定建築物を含む」を削り、同表9の項第4号ア(ア)中「5,000円」を「4,650円」に改め、同号ア(カ)中「106,500円」を「100,000円」に改め、同号ア(カ)を同号ア(キ)とし、同号ア(オ)中「85,500円」を「80,000円」に改め、同号ア(オ)を同号ア(カ)とし、同号ア(エ)中「67,500円」を「63,500円」に改め、同号ア(エ)を同号ア(オ)とし、同号ア(ウ)中「42,500円」を「40,000円」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(エ)とし、同号ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「14,000円」を「13,500円」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 8,000円

(7) 別表付表9の項第4号イ(ア)中「42,500円」を「43,500円」に改め、同号イ(カ)中「213,500円」を「217,000円」に改め、同号イ(カ)を同号イ(キ)とし、同号イ(オ)中「182,000円」を「185,000円」に改め、同号イ(オ)を同号イ(カ)とし、同号イ(エ)中「151,500円」を「154,000円」に改め、同号イ(エ)を同号イ(オ)とし、同号イ(ウ)中「116,000円」を「117,500円」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(エ)とし、同号イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「71,500円」を「72,500円」に改め、同号イ(イ)を同号イ(ウ)とし、同号イ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 55,000円

(8) 別表付表9の項第4号ウ(ア)中「128,000円」を「113,500円」に改め、同号ウ(カ)中「479,000円」を「435,000円」に改め、同号ウ(カ)を同号ウ(キ)とし、同号ウ(オ)中「420,000円」を「381,000円」に改め、同号ウ(オ)を同号

ウ(カ)とし、同号ウ(エ)中「356,000円」を「322,500円」に改め、同号ウ(エ)を同号ウ(カ)とし、同号ウ(ウ)中「290,500円」を「262,000円」に改め、同号ウ(ウ)を同号ウ(エ)とし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「204,000円」を「183,500円」に改め、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 142,000円

(9) 別表付表10の項第1号及び第2号中「特定建築物を含む」を削り、同表11の項第1号エ中「427,000円」を「434,000円」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「364,000円」を「370,000円」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「303,000円」を「308,000円」に改め、同号イを同号エとし、同号ア中「以上」を「を超え、」に、「232,000円」を「235,000円」に改め、同号アを同号ウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以下のもの 110,000円

イ 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 145,000円

(10) 別表付表11の項第2号エ中「858,000円」を「870,000円」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「752,000円」を「762,000円」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「636,000円」を「645,000円」に改め、同号イを同号エとし、同号ア中「以上」を「を超え、」に、「516,000円」を「524,000円」に改め、同号アを同号ウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以下のもの 284,000円

イ 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 367,000円

(11) 別表付表12の項第1号エ中「213,500円」を「217,000円」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「182,000円」を「185,000円」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「151,500円」を「154,000円」に改め、同号イを同号エとし、同号ア中「以上」を「を超え、」に、「116,000円」を「117,500

円」に改め、同号アを同号ウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル以下のもの 55,000 円

イ 非住宅部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以下のもの 72,500 円

(12)別表付表 1 2 の項第 2 号エ中「429,000 円」を「435,000 円」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「376,000 円」を「381,000 円」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「318,000 円」を「322,500 円」に改め、同号イを同号エとし、同号ア中「以上」を「を超え、」に、「258,000 円」を「262,000 円」に改め、同号アを同号ウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル以下のもの 142,000 円

イ 非住宅部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以下のもの 183,500 円

(13)別表付表 1 3 の項第 1 号ア中「第 3 0 条第 1 項各号」を「第 3 5 条第 1 項各号」に改め、同項第 4 号ア(ア)中「9,200 円」を「9,300 円」に改め、同号ア(カ)中「197,000 円」を「200,000 円」に改め、同号ア(カ)を同号ア(キ)とし、同号ア(オ)中「157,000 円」を「160,000 円」に改め、同号ア(オ)を同号ア(カ)とし、同号ア(エ)中「125,000 円」を「127,000 円」に改め、同号ア(エ)を同号ア(オ)とし、同号ア(ウ)中「78,000 円」を「80,000 円」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(エ)とし、同号ア(イ)中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に、「26,000 円」を「27,000 円」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 建築物の床面積の合計が 300 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以下のもの 16,000 円

(14)別表付表 1 3 の項第 4 号イ(ア)中「85,000 円」を「87,000 円」に改め、同号イ(カ)中「427,000 円」を「434,000 円」に改め、同号イ(カ)を同号イ(キ)とし、同号イ(オ)中「364,000 円」を「370,000 円」に改め、同号イ(オ)を同号イ(カ)とし、同号イ(エ)中「303,000 円」を「308,000 円」に改め、同号イ(エ)を同号イ(オ)とし、同号イ(ウ)中「232,000 円」を「235,000 円」に改め、同

号イ(ウ)を同号イ(エ)とし、同号イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「143,000円」を「145,000円」に改め、同号イ(イ)を同号イ(ウ)とし、同号イ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 110,000円

(15)別表付表13の項第4号ウ(ア)中「223,000円」を「227,000円」に改め、同号ウ(カ)中「858,000円」を「870,000円」に改め、同号ウ(カ)を同号ウ(キ)とし、同号ウ(オ)中「752,000円」を「762,000円」に改め、同号ウ(オ)を同号ウ(カ)とし、同号ウ(エ)中「636,000円」を「645,000円」に改め、同号ウ(エ)を同号ウ(オ)とし、同号ウ(ウ)中「516,000円」を「524,000円」に改め、同号ウ(ウ)を同号ウ(エ)とし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「361,000円」を「367,000円」に改め、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 284,000円

(16)別表付表13の項第7号中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同表14の項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項第1号及び第2号中「特定建築物を含む」を削り、同表15の項第4号ア(ア)中「4,600円」を「4,650円」に改め、同号ア(カ)中「98,500円」を「100,000円」に改め、同号ア(カ)を同号ア(キ)とし、同号ア(オ)中「78,500円」を「80,000円」に改め、同号ア(オ)を同号ア(カ)とし、同号ア(エ)中「62,500円」を「63,500円」に改め、同号ア(エ)を同号ア(オ)とし、同号ア(ウ)中「39,000円」を「40,000円」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(エ)とし、同号ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「13,000円」を「13,500円」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 8,000円

(17)別表付表15の項第4号イ(ア)中「42,500円」を「43,500円」に改め、同号イ(カ)中「213,500円」を「217,000円」に改め、同号イ(カ)を同号イ(キ)とし、同号イ(オ)中「182,000円」を「185,000円」に改め、同号イ(オ)を同号

イ(カ)とし、同号イ(エ)中「151,500円」を「154,000円」に改め、同号イ(エ)を同号イ(カ)とし、同号イ(ウ)中「116,000円」を「117,500円」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(エ)とし、同号イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「71,500円」を「72,500円」に改め、同号イ(イ)を同号イ(ウ)とし、同号イ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 55,000円

(18)別表付表15の項第4号ウ(ア)中「111,500円」を「113,500円」に改め、同号ウ(カ)中「429,000円」を「435,000円」に改め、同号ウ(カ)を同号ウ(キ)とし、同号ウ(カ)中「376,000円」を「381,000円」に改め、同号ウ(カ)を同号ウ(カ)とし、同号ウ(エ)中「318,000円」を「322,500円」に改め、同号ウ(エ)を同号ウ(カ)とし、同号ウ(ウ)中「258,000円」を「262,000円」に改め、同号ウ(ウ)を同号ウ(エ)とし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「180,500円」を「183,500円」に改め、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 142,000円

(19)別表付表15の項第7号中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同表16の項中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項第1号及び第2号中「特定建築物を含む」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表付表7の項（同表8の項において同表7の項の規定に準じて算定する場合を含む。）、9の項（同表10の項において同表9の項の規定に準じて算定する場合を含む。）、11の項、12の項、13の項（同表14の項及び17の項において同表13の項の規定に準じて算定する場合を含む。）及び15の項（同表16の項において同表15の項の規定に準じて算定する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(理 由)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定に基づく事務について、新たに北海道から権限移譲を受けることから、当該事務に係る手数料を新設するとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正により、建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象となる建築物の範囲が拡大されたことに伴い、手数料の徴収の対象となる建築物を追加する等のため、本案を提出する。